

平成26年9月定例会 総務委員会（付託）

平成26年10月7日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】 な し

児嶋警察本部長

報告事項はございません。

笠井委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田元治委員

今議会において、商工労働部から「とくしまマラソン支援事業」として3,300万円の補正予算が提出され、2016年大会から参加人数を現在の1万人から倍増の2万人を目指し、コースの見直しや沿道の渋滞対策のシミュレーション等々を行っていくとのことでしたが、マラソンコースの決定については、交通規制を行う警察の判断が最も重要ではなかろうかと思えます。この事業については、県警察は関与しているのでしょうか。

澤口交通部長

県警察として、「とくしまマラソン」の大会規模の拡大等について検討されることになったのは承知しております。

一般的に、マラソン等の各種大会では、参加人員やコースの選定など、大会の運営については各主催者において検討されるものと承知しております。委員御指摘のとおり、コースの決定は県内交通に多大な影響を与えることとなるため、早い段階から主催者に情報提供を求めるほか、関係機関と連携して、道路における危険防止や交通の安全、円滑という交通管理の観点から必要な指導等を実施しております。

藤田元治委員

決めたものに対し、こうなさいといった指導を行っていくということでしょうか。県警察としては、今までに開催された「とくしまマラソン」の交通規制等に何人の警察官を動員して、これまでに道路交通上での問題や事故等のトラブルといったものはあったのでしょうか。

そして、実際、今現在のコースで2万人の大会というのは可能でしょうか。

澤口交通部長

本年4月20日に開催された「とくしまマラソン2014」では、約300人の警察官により交通規制や雑踏警備等の各種対策を実施しております。大会における道路上の問題やトラブルについてですが、これまでに開催された7回の大会におきましては、参加者が脱水症状等で緊急搬送された事案は把握しておりますが、事前広報による県民への協力依頼や交通規制等の各種対策により、交通上の問題等は把握しておりません。

また、現コースを2万人の参加者が走ることについては、今後、危険防止や交通規制実施の観点から県知事部局と検討してまいりたいと考えております。

藤田元治委員

大きなトラブルはなかったという報告を受けたのですが、東京マラソンや大阪マラソンのような市街地をコースにすると、公共機関や道路網の整備が十分でない本県では県民生活に大きな影響が出ると思われそうですが、市街地をコースにすることに関しての県警察の見解はどうか。また、徳島駅前や城山周辺など、仮に徳島市内中心部がコースになった場合、どのような対策を講じるのか、お伺いいたします。

澤口交通部長

委員御指摘のとおり、マラソンコースを市街地に設定した場合、県民生活はもちろん、高速バス等の輸送機関、車両運送等の経済活動に多大な影響があるものと認識しております。

そのため、大規模な交通規制の実施に当たっては、主催者側と協議を重ね、県内交通への影響を最小とするコースの選定や規制時間、方法等を検討するとともに、迂回路の確保、各種広報の実施等により県民の理解と協力を得た上で実施することが重要であります。

仮定の話ということですが、徳島駅前や城山周辺といった徳島市中心部がコースとなった場合の対策については、ただいま申し上げた対策のほか、具体的なコースの設定に応じて総合的な対策を講じることとなります。

藤田元治委員

「とくしまマラソン」の成功と交通の安全と円滑という立場から、県警察に様々な判断が求められると思うわけでありますが、そのためには、やはり県知事部局との連携を密にして、コースの調査段階から積極的に参画すべきと考えますが、今後、どのような方針で

取り組まれるのか、お伺いします。

澤口交通部長

「とくしまマラソン」については、県内外から多くのランナーや関係者が参加する、本県を代表するイベントの一つと考えており、県警察としても大会の成功に向けた各種対策を実施していく必要があると認識しております。

また、大会規模や特にコースが変更される場合、交通規制や各種対策も見直す必要があるところから、委員御提言のとおり、県知事部局とより一層連携し、コースの選定等についても交通管理の観点から必要な指導、助言等を実施してまいります。

藤田元治委員

「とくしまマラソン」については、何万人が参加した、何人が完走した、完走率が非常に高いことも一つの成功例であります。やはり大会が安全に行われることが第一だと思います。そのため、ボランティアにはボランティアの役割があるのですが、やはり県警察の役割が非常に大きいと思いますので、今後、県知事部局との連携を密にして、成功のための積極的な参画をお願いをして、質問を終わります。

中山委員

先日、大阪府など15か所で環状交差点がスタートしたとの記事が新聞に載っていました。

当然、徳島県においてはまだないと思いますが、これによると信号機もなく、渋滞の緩和にもつながるとのことです。これについて少し詳しく説明していただき、また、どういうメリットがあるのか、お聞きしたい思います。

澤口交通部長

環状交差点については、ラウンドアバウトと呼ばれている円形の交差点で、この交差点の通行方法が規定された改正道路交通法が9月1日に施行されました。改正道路交通法に規定されている通行方法の概要については、一つ目が交差点内は時計回りの一方通行、二つ目が交差点の出入りはすべて左折、三つ目が進入しようとする車両は歩行者等に注意して徐行するとともに、交差点内の車両の通行を妨げてはならないということでございます。

環状交差点については、信号機を設置する必要がなく、進入時の速度が抑制されるため、安全かつ円滑な道路交通が確保できると言われています。また、災害時に停電等で信号機が滅灯する心配がなく、交通の混乱も少なくなると見込まれています。

中山委員

時計回りの一方通行という説明をお聞きしましたが、これによって自動車やバイクの左折時の巻き込みが多くなってくると思いますし、また、歩行者は遠回りをしなければならない。この記事では、「少し遠回りになるが、この交差点で車とぶつかりそうになったこ

とがあるので、安全になるのはうれしい。」という66歳の主婦の方の意見もありましたが、最初は安全になるからいいと思っても、毎日のように遠回りしなければいけないとなると、違反等も発生してくるのではないかと思いますけれども、その辺のデメリットについて、どのように認識されているのか、少しお聞きしたいと思います。

澤口交通部長

デメリットにつきましてですが、繰り返しになりますけれども、環状交差点は交差点を通行する車両の速度が遅くなり、重大事故が減少するほか、信号機が不要となるため、災害時の混乱が少なくなるなど、そのメリットは大きいものがあります。

一方、委員御指摘のとおり、国内ではこれまで国民に馴染みのない通行方法であるため、車両の運転者や歩行者に通行方法が浸透するまでは戸惑いや不慣れから生じる交通事故の発生も危惧され、県内で運用する場合、これらの対策も必要と考えております。

中山委員

いろいろなメリット、デメリットがあるとは思いますが、当然、慎重に進めていかなければならないと思います。この導入について、警察だけでは判断できないと思いますが、道路管理者との連携も含め、導入に対しての今後の県警察の取組についてお伺いしたいと思います。

澤口交通部長

県警察においても、県内での環状交差点の活用について検討しているところであります。

しかし、繰り返しますが、環状交差点は交差点を環状とするため、相当数の敷地を必要とするほか、道路構造の改造が必要であります。二つ目が、優先通行の環状道路に停止せずに流入するためには、1日の総流入台数が1万台以下の、いわゆる郊外での設置が望ましいことなど、やはり道路管理者の判断による部分が多い。したがって、県警としては道路管理者と連携し、交通事故の発生状況や住民の意見、要望を検討しながら、交通の安全、円滑という交通管理の観点から導入の判断をしてまいりたいと考えております。

中山委員

慢性的な渋滞緩和等になるのは非常に良いことですが、まず一番大事なのは、交通弱者に対する対応だと思います。幾ら便利になったからといって安全を損なうようでは本末転倒だと思いますので、その辺は安全確保に十分配慮して、対策、導入等も含め、これからいろいろと考えていただきたいと思います。

もう一点、先日、何気なくNHKの全国版を見ていたら、小松島市の日赤前のキョーエイ前のお宅を訪問する女性警察官の紹介がありました。彼女は、ひのみね交番で勤務している平野さんという方で、お父さんが剣道で非常に有名な方らしく、平野さんが男性警察官に混じって剣道の訓練や試合に臨む姿が放映されていました。それに加え、住民の人た

ちが本当に彼女を信頼しているのが画面を通じてよくわかりました。にこにこしながら、おばあちゃんに対し、どうですかとか、何か変わったことはないですかとか、不都合はないですかなど、女性ならではの視点で聞いていました。やはり男性が来たら少し構えてしまうところが多分にあると思うのですけれども、そういうことを解消する上で女性の配置というのは非常に良いことではないかと思いました。そこで、今、県内における女性の交番への配置状況について、少しお聞きしたいと思います。

河村警務部長

委員御指摘のとおり、警察に対する県民のニーズが多様化する中で、今後、女性警察官が活躍する場はますます増えるものと認識しております。

10月1日現在、県警察の女性警察官数は83人でございますが、そのうち57人を県下13警察署に配置しております。交番等が所属する警察署の地域課には、女性警察官全体の約35パーセントにあたる29人を配置しております。29人のうち、1人は地域課長として警部を配置しており、残りの19人を7警察署の13交番に、9人を9警察署の地域課に配置しているところであります。

中山委員

83人のうち、57人が外に出ていると聞いたのですが、交番の勤務体制についてよくわかりません。交番と派出所の違いについて、まずは説明していただきたいと思います。

河村警務部長

交番と駐在所というものがあまして、交番というのは交替制勤務で、基本的には24時間勤務、朝から次の朝までの勤務形態でございますが、駐在所というのは、そこに住み込み、地域活動に従事するスタイルでございます。それ以外に本署で勤務する所在地という形態がございまして、警察署から管内に出動していくという、大きく分かれて三つになると思います。

中山委員

そうしたら、平野さんはひのみね交番に勤務されていますけれども、女性ですが24時間勤務ですか。女性の駐在所での勤務はありませんか。

河村警務部長

現在のところ、駐在所で勤務している女性警察官はおりません。

中山委員

交番は24時間体制で、3交替くらいになるのですかね。そうしたら、女性警察官が深夜の時間帯に当たることもあると思うのですが、男性社会の中で、やはり女性が夜間勤務に

当たるのは非常に心細い部分もあると思うのですが、女性に対する配慮については対応しているのですか。

河村警務部長

まず、設備についての配慮でございますが、夜間勤務がございますので仮眠室等が必要になりますが、県下では、警察署13署中10署、交番は26施設中7施設において女性専用の仮眠室を整備しているところでございます。また、女性用トイレにつきましては、すべての警察署において、庁舎の状況に応じて完全分離か、又はフロアごとに分けるか、後は間仕切りを使った方法で整備しているところでございます。交番につきましても、7施設においては女性用トイレを整備しているところでございます。

また、女性警察官が身に付ける装備品についても、提案制度等を活用して軽量化を図るなど、工夫しているところでございます。今後、女性警察官の配置の増加が予想されますので、仮眠施設等の整備を進めるとともに、女性警察官が活動しやすいような装備品の整備に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

是非、環境を整えて、たくさんの女性が交番等に配置され、地域の安全を守っていただくようお願いしたいと思います。

冒頭でも申しましたけれども、これは偏見かもしれませんが、男性警察官が来るのと女性警察官が来るのとでは、特にお年寄りの女性の方にとっては、本当に安心度が違うのではないかと思います。番組の中でも同じように紹介されていきました。細かいことまで気が付くという「気付き」に関しても、恐らく我々男性と違ってあるのかなと思いますので、地域の治安をより良くするためにも、きめ細やかな配慮が出来る女性警察官の方の配置を考えていただきたいと思います。要望して終わります。

岸本委員

それでは、徳島東警察署について、少しずつ詰めさせていただきたいと思います。

6月議会の事前委員会でもお尋ねしたのですが、庁舎整備の基本構想については、今までに皆さんの専門的な意見も聞いたり、民間のコンサルタント会社に委託するという回答を得ているのですが、6月議会以降の進捗について教えていただけますでしょうか。

杉本拠点整備課長

6月議会以降の進捗状況でございますが、6月議会において説明させていただきましたとおり、徳島東警察署庁舎整備につきましては、今年度、過去に実施しました調査や研究等の結果を踏まえ、基本構想の策定に向けた作業を進めているところでございます。

基本構想の策定に当たりましては、警察施設独自の留置場や取調室のほか、南海トラフ巨大地震等への対応など、新庁舎に求められる機能や規模、事業費、法令上の規制などに

つきまして、様々な角度から検討を行う必要がございますことから、知見を有しますコンサルタント会社と7月に契約しておりますが、現在、そこから必要な支援を受けまして、鋭意作業を進めているような状況でございます。

岸本委員

庁舎の整備基本構想の策定について、具体的にコンサルタント会社はどのような支援をされるのですか。また、今現在、どのような支援を受けているのですか。

杉本拠点整備課長

コンサルタント事業者からの支援でございますが、7月中旬の契約以降、定期的にヒアリングをさせていただく中で、事業者から指導や助言を受けているところでございまして、具体的な内容につきましては、必要な部屋や面積でありますとか、部屋、施設の配置条件や相関図、さらにはユニバーサルデザインやセキュリティ、環境への配慮など、基本設計に必要な内容と、それ以外に民間資金を活用したPFI方式による整備などにつきましての事業手法の検討も併せて助言を受けているところでございます。

岸本委員

PFI方式について研究しているということですが、PFI方式は業者の方々に非常に負担を掛ける。落札できなかった場合でも設計だけでかなりの費用が掛かるとか、それから長期にわたりますので、借入れであったり、事業者自体の規模が問われるケースもあって、県内の普通の事業者ではなかなか落札できないだろうと、いろいろ悪い面も聞くのですが、なぜPFIに注目しているのか、その辺はいかがですか。

石川会計課長

委員御指摘のとおり、ただいまPFIについても検討を進めているところですが、県警察につきましても、本県の財政事情は非常に厳しいことを認識しております。そのような中で、徳島東警察署の庁舎整備ということになりますと、多額の経費を要するところでございます。県警察といたしましても、可能な限り財政負担を軽減させる事業手法を選択する必要があると考えておりまして、そのような方法の中の一つとして、民間資金を活用したPFI方式による整備手法も一応視野に入れていただいております。

ただ、現在のところ、整備手法につきましては決定しておりません。今後、基本構想を策定する中で、その方向性について検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

ここまで3点ほど確認させていただきました。

コンサルタント会社で必要な設備、例えば部屋であったり、いろいろな取調室から始めて、必要なものを練っているということですが、肝心の土地の形状や面積などが無い

と、本当に無駄になると思います。実際、ここに決まりましたということになって、また設計となると、縦横を並べ替えるぐらいになるのかもわかりませんが、土地の形状がわからなければ今していることが無駄になるのではないかと思います。もちろん、皆さんの中では土地は想定されているのですが、県民の皆さんに徳島東警察署はどうなるのか、そして、いつごろ出来上がるのかということを示さなければならないと思います。来年度予算に計上していくのであれば、当然、年内には固まっていけない話だと思うのですが、その辺の公表をいつする予定なのか、お伺いいたします。

石川会計課長

場所の問題でございます。徳島東警察署の新庁舎整備につきましては、現在地の土地の形状であるとか、留置施設に多数の収容者がいることから、今のところ現地での建て替えは非常に困難であると考えております。しかし、いまだ現地建て替えであるとか、あるいは移転といった方針は決定していないのが現状でございます。

仮に移転する場合におきましても、用地取得に向けましては様々な課題を解決する必要がございます。慎重に手続を進めなければならないものと認識しております。

ただし、県警察といたしましても徳島東警察署の整備は喫緊の課題でございますし、また、県民も非常に強い関心を寄せているものと認識しております。具体的な方針が定まりましたら、早い段階でお示しすべきものと考えているところでございます。

岸本委員

平成27年度末における公共施設の耐震化率を100%にするという県の目標もあります。

そうしますと、少々ずれたとしても来年度には掛からなければならず、その辺の公表を年内には示さないといけないと思います。その辺について、本部長から決意を表していただけたらありがたいと思います。

児嶋警察本部長

徳島東警察署ですけれども、建築後40年が経過しております。老朽、狭隘化が著しいという認識であります。

そこで、徳島市の治安維持、あるいは南海トラフ巨大地震をはじめとするいろいろな災害に万全を期すためには、徳島東警察署の庁舎整備というのは極めて重要であって、できるだけ早期に整備する必要があると認識しております。

他方、先ほども申し上げましたが、この警察署の整備には多額の経費が掛かることはもとより、将来の治安状況等を見極めた上で慎重に進めなければならないことも事実であります。

こういった点も踏まえ、整備に向け、今後とも最大限の努力を尽くしてまいり所存でございます。

岸本委員

場所も時期もなかなか公表できないということで、用地に関しては非常に政治的な要素もあるのかなと類推します。

困難なことであろうかとは思いますが、やはり年内にはきっちりと公表し、前に進んでいくよう決定していただきたいと思います。

それによって、秋田町、両国、新町の再開発のところ、福島之交番と、市内中心部を取り巻く交番の整備であったり、配置も変わってこようかと思しますので、年内には公表することを強く要望して終わります。

松崎委員

事前委員会的时候、警察として危険ドラッグや薬物乱用から青少年をどのように防いでいくのかということで質問させていただきましたが、今回、神戸市で女兒の死体遺棄事件が起こってしまった。毎年といいますか、こういう事件が本当に後を絶たない状況でございいます。

そこで、県内において、過去に子どもが誘拐されたとか、殺害されたといった悲惨な重大事件があったのかということが一つ、もう一つは、交通事故や水難事故を除いて、過去数年の間に子どもが対象となった事件の発生状況や態様、実態について教えていただきたいと思ひます。

小倉生活安全部長

県内における子どもを対象した犯罪の情勢等についての御質問でございいます。

特に犯罪被害に遭いやすい13歳未満の子どもが被害者となった事件等について、説明させていただきます。犯罪統計資料の確認が可能な過去10年間では、県内におきまして子どもが誘拐され、殺害されるといった痛ましい凶悪事件の発生はございませぬ。また、子どもが犯罪被害に遭うケースにつきましては、暴行や窃盗被害等を含め多数でございいますが、殺人、強姦、強制わいせつ等の重要犯罪に限って説明させていただきますと、過去5年間では、平成21年が6件で、罪種別では、強姦が1件、強制わいせつが5件ございいます。平成22年は8件で、強姦が2件、強制わいせつが6件。平成23年は7件で、殺人未遂が1件、強姦が1件、強制わいせつが5件。平成24年は14件で、いずれも強制わいせつでございいます。平成25年は5件で、これもすべて強制わいせつと、それぞれ発生しているところございいます。本年は8月末現在で6件発生しておりまして、内容は、誘拐が1件、強制わいせつが5件でございいます。

そして、こういった事案の主な態様といたしましては、学校へ登校中の小学生の女兒が男から倉庫に誘い込まれ、わいせつな行為をされた強制わいせつ事件、また、小学生の女兒が知人の男に自宅から連れ出されて車両内でわいせつ行為をされた、いわゆるわいせつ誘拐事件等でございいます。

松崎委員

今、徳島県内の状況を教えていただきましたけれども、やはり13歳未満の子どもたちを狙った事件が県内でも起きていると。今年上半期ということになるかと思うのですが、事案としては6件程度出ているということでございます。神戸市の事件を見ても、例えば、小学校の校区内の人目に付きにくい危険箇所があると思うのですが、下校時の行動も含め、指導を徹底させるのは大変難しいと思います。

そこで、そういった死角の解消などの危険箇所対策について、県警察ではどのように取り組まれているのか教えていただきたいと思えます。

小倉生活安全部長

子どもを犯罪被害から守るための危険箇所の対策についての御質問でございます。

県警察といたしましては、子どもを犯罪被害から守るため、学校周辺や通学路を中心に様々な防犯対策を講じているところでございます。具体的な取組内容といたしまして、学校、PTA、防犯ボランティア等と連携した立哨活動等の見守り活動の実施、また、子ども110番の家や車の設置拡充、青色防犯パトロール活動の促進、街頭防犯カメラの整備促進、安心メールシステムや県警ホームページの犯罪情報提供システムを活用した情報発信の実施等でございます。また、このような活動の過程におきまして、見通しの悪い道路、公園、人通りの少ない駐車場など、子供が犯罪被害に遭う危険性の高い箇所の把握及び点検についても行っているところでございます。このような危険箇所を把握した場合、道路管理者等に環境改善を働きかけるとともに、自治体等に対しまして防犯カメラの整備についての働きかけを行うほか、防犯ボランティア等と連携の上、重点的なパトロールを行うなどして、その死角の解消に努めているところでございます。

松崎委員

危ないところについては、皆さんのほうでいろいろ連携し、取り組まれているようでございます。しかし、神戸市の事件の犯人については、マスコミの報道によると、地域内でも住民とのトラブルがあるとか、異常な行動が見られたということで、やはり問題があったとのことであります。こういった情報を集め、地域住民の皆さんと共有するなど、犯行を未然に防ぐことも大変必要ではないかと思えますが、現在、県警察が把握されている不審者情報の中に、例えば、重大事件を犯しそうな危険な方がいるのでしょうか。

また、今後、ちょっと危険性を持っているといった情報を入手した場合、具体的にどのような対応措置をとられるのか、お聞きしたいと思えます。事件、事故が起こった後ではまずいので、やはり事前の対応が必要ではないかと思えますがいかがですか。

小倉生活安全部長

不審者情報などの収集、活用についての御質問でございます。

委員から御指摘がございましたとおり、不審者情報を警察が集約して、地域住民の皆さま

んと情報共有して活用することは、犯罪防止上、大変重要であると認識しております。県警察が入手している不審者情報の中で、直ちに重大事件に発展するようなおそれのある危険人物については、現在のところ把握いたしておりません。

また、こうした情報を入手しました場合、本部「子ども・女性安全対策室」と各警察署が連携いたしまして、重大事件への未然防止の観点から、その行為者を特定の上、法と証拠に基づきまして検挙措置を講じているところでございます。さらに、事案によっては検挙に至らないような場合もありますが、行為者に対して早期に指導警告を実施するなど、重大事件に発展しないよう、先制・予防的な活動を推進することといたしております。

松崎委員

確かに、犯罪まで至っていないのに警察の権力を行使することについては、逆に市民の生活を心配させるといいますか、そこまではなかなか難しいだろうと思います。県警察として今のところ重大事件を犯しそうな人は把握していないということで安心しましたが、やはりその辺の情報をしっかりつかんでおかなければならない。案外、地域の人がよく知ってることもあろうかと思しますので、先ほどお話があったように、交番や駐在所の方が地域の見守りをするのは大変重要なことだし、効果があるのかなと思います。

もう一つ、先ほども話がありましたように、例えば、青少年補導センターであったり、地域のボランティア活動など、やはり地域との連携が必要だと思います。阿南市のライオンズクラブのメンバーの皆さんが、防犯ボランティアということで、青色パトロール車で自主的に回っているといったお話がありました。ただ、ボランティアで走らせるのはなかなか大変ですといった声も頂いております。県内に防犯に対するボランティア団体がどれだけあって、県警察はどのような支援や連携を行っているのか、お聞きしたいと思います。

小倉生活安全部長

県内の防犯ボランティア団体の支援や連携等についての御質問でございます。

県内における防犯ボランティア団体数については、平成25年12月末現在で413団体、人員は約13,500人が活動しているところでございます。

そして、防犯ボランティア団体の支援についてでございますが、平成17年度から開始されました警察庁の地域安全安心ステーション推進事業におきまして、県内で19の防犯ボランティア団体を指定し、懐中電灯、防犯チョッキ等の防犯パトロール装備品を無償貸与しているところでございます。

また、委員から御質問ございました青色防犯パトロール実施者に対する講習会の開催、犯罪情報等の提供及び合同パトロール等の実施、さらに、防犯功勞のごございました個人、団体に対しまして表彰を行うなど、必要な支援、連携を行っております。

このほか、平成19年に施行されました「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づきまして、県くらし安全局と連携し、防犯ボランティア団体リーダー研修会を開催するなど、自主防犯活動の活性化に向けた支援を行っているところでございます。

松崎委員

ボランティアの皆さんが413団体、13,500人もいらっしゃるということで、本当に大変心強いと思います。一生懸命していただいていますので、是非、ボランティアをしている方を励ましたり、支援したり、更にいろんな形で充実していただければと思います。そして、県としても連携協力していただきたいと思います。そこで、県内の子どもが悲惨な事件に巻き込まれることがあってはならないと思うのですけれども、ただ、今日の社会情勢の中では、いつ発生してもおかしくない、どこの地域で悲惨な事件が発生するかもしれないわけであります。前回、阿南市で起こった水難事故を述べさせていただきましたけれども、子どもが車に巻き込まれるような事故はどうしても起きかねます。ただ、そのために子どもたちが外へ行けない社会になったら困るわけでございます。県警察としては、子どもの安全安心を守り、実感できる地域社会を作っていくよう頑張っていただきたいと思います。のですけれども、県警察としての決意のほどをお伺いします。

児嶋警察本部長

御指摘のとおり、全国的には子どもが被害者になる殺人事件等の凶悪事件の発生が後を絶たない状況にあります。徳島県においても、今まではありませんでしたけれども、誘拐事件等の前兆と成り得る子どもに対する声掛けや、つきまとい等の事案が依然としてたくさん起きていることから考えますと、子どもが被害者となるといった悲惨な事件が、いつ発生してもおかしくないという認識を持っております。そこで、県警察としては、これまでも子どもを犯罪被害から守るため、不審者情報等の迅速な把握と発信、不審者情報を把握した場合における先制・予防的活動の推進、関係機関、団体、地域住民、ボランティアとの連携強化、そして、子どもが利用する施設に対する協力の要請、また、子どもに対する被害防止教育の推進等の対策を進めてきたところではありますが、今後、更に関係機関、団体等との連携を密にして、徳島県の次世代を担う大事な子どもの安全安心を守るべく、その取組を強化してまいりたいと思っております。

松崎委員

私事でございますけれども、小学校4年生と2年生の孫がおりまして、他人事ではないという感じもしております。将来に夢や希望を抱いている子どもたちが事件、事故に巻き込まれないために、是非、関係機関ともしっかり連携、協力していただくようお願い申し上げます。終わりたいと思います。

岡委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

最近、危険ドラッグによる事故というのが非常に多く、約半数以上の方がインターネットを介してドラッグを買っていると。正直申し上げて、インターネットによる購入割合は

もう少し多いと思っていたのですが、たしか半分超くらいでした。ただ、今朝の徳島新聞の朝刊によると、兵庫県などでは、今までよりも店に対する規制を一步進めた条例を作り、現存する店をしっかりと摘発していく体制がとられているみたいであります。そうすると、恐らくインターネットによる危険ドラッグの購入の比率がまた上がってくるのではないかと危惧しております。その中で、危険ドラッグだけではなく、ほかにも様々な形でインターネットが犯罪に悪用されるケースがあると思っておりますが、警察もサイバーパトロールといった取組をされていると思っております。そこで、サイバーパトロールの具体的な内容と、今、実施している体制がどのようになっているのかということが1点、また、9月の新聞に載っていたのですが、警察への相談件数が上半期で過去最多の54,103件の問い合わせがあったと。やはり徳島県内でも同じように相談件数が増えているのか、少し教えていただきたいと思っております。

小倉生活安全部長

まず、サイバー犯罪に対する体制、また、実施の内容等についての御質問でございます。

サイバー犯罪に対する県警察の体制につきましては、昨年4月、本部生活環境課にサイバー犯罪対策室を設置しまして、現在、室長以下11名の体制でサイバー犯罪対策に当たっております。御質問のサイバーパトロールの実施体制でございますが、このサイバー犯罪対策室の職員が中心となって実施しているところでございます。その他、本部の事件担当課や各警察署においては、事件の捜査活動に応じて適宜サイバーパトロールを行っております。また、民間協力の確保といたしまして、本年は60名の県内4大学の学生、さらに、教職員の方々をサイバーボランティアに認定しているところでございます。

次に、サイバーパトロールの実施内容でございますが、インターネット上のウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して、違法、有害情報を把握するものでありまして、大学生等のサイバーボランティアの方々は、警察庁から業務委託され、全国の違法・有害情報を集約処理しておりますインターネット・ホットラインセンターへ把握しました違法、有害情報を通報していただいているところでございます。県警察としましては、悪質性の高い違法情報に重点を指向しながら、サイバー犯罪捜査の端緒と成り得る情報の把握に努め、取締活動を実施していくことといたしております。

続いて、サイバー犯罪の相談に関する御質問でございますが、県内のサイバー犯罪に関する相談件数でございますが、全国の相談件数と同様、増加傾向にございます。過去5年間で御説明いたしますと、平成21年が433件、平成22年が468件、平成23年が475件、平成24年が437件、平成25年が485件でございましたが、今年につきましては、8月末現在で既に400件でありまして、過去最多の相談件数になる見通しでございます。なお、相談内容で多いのは、詐欺、悪質商法に関するもの、及び迷惑メール等に関する相談でございます。

岡委員

様々な御答弁を頂きましたけれども、検索ワードみたいなものを使っていろいろなサイト調べたり、ほかから入ってきた情報でチェックして、現実にはどういう形で取締りが行われるのか、ちょっとわかりません。これだけインターネットが普及して、インターネットを介して様々な犯罪が発生している状況の中で、サイバーパトロールの実施体制が11人というのが多いのか少ないのか、多分、意見がそれぞれ分かれると思います。かなり専門的な知見を持った方々が11人入っているというのであれば良いとは思いますが、側聞したところによると、どうもそうではないような話をお聞きしております。60人のサポーターの方についても、もちろん協力してくれるのはありがたい話ですが、大学生だったら授業もある、先生だったら教壇に立つなど、恐らくいろいろな用事をしながら空いた時間で見ていると思います。今後のことを考えると、もう少し専門性の高い方を配置しなければならない。恐らく、徐々にサイバー犯罪対策室の役割が段々大きくなってくると思います。今年度に予算の措置がされ、来年度から徳島県警の警察官もどれだけ増えるかわかりません。先ほど中山委員がおっしゃった地域の対応もしていかなければならない中で、サイバー犯罪に対する部署にもしっかりと専門性を持った人員を増やしていただきたいと思うのですが、これからの県警の所見であったり、お考えをお聞きかせ願いたいと思います。

小倉生活安全部長

サイバー犯罪体制の強化等に関する御質問でございます。

体制につきましては、委員御指摘のとおり、増加する犯罪に的確に対応するため、平成24年4月にサイバー犯罪捜査員の増員を受けまして、取締体制を強化しております。そして、昨年4月には、専門的知識、能力を有するサイバー犯罪捜査官2名を民間から特別採用するとともに、生活環境課内に室長以下11名のサイバー犯罪対策室を設置しているところでございます。今後とも、県警察といたしましても、サイバー犯罪に的確に対応するため、職員の捜査能力の向上や対処体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

岡委員

本当にインターネットを使った犯罪がかなり巧妙化してくるでしょうし、専門的な知見を持った人間が犯罪行為を起こすのであれば、対応できる人が必ず必要になってくると思いますので、しっかりと体制強化していただくよう要望しておきたいと思います。

あと一点、先ほどからお話ししているように、危険ドラッグであったり、悪質な詐欺などの広報啓発が非常に問題になってくると思います。今までも様々なところでビラを配ったり、街中へ出て行き、真夏の暑い中で着ぐるみを着たり、最近はSNSなどを利用して情報発信するなど、警察の努力は認めるところであります。もっといろいろな媒体を活用し、様々な情報発信をしていかなければならない、より周知徹底していかなければならないと思っております。

その中で、つい先日、部署は違いますが、徳島県の新たなキャッチコピーといい

ますか、「v s 東京」という映像作り，それを発信したところ，非常に大きな反響を生んだことは皆さんもよく御存じだと思います。あそこまでの映像を作るのはなかなか難しいかもしれませんが，若い方はもちろん，最近，高齢の方でもY o u T u b eやニコニコ動画を閲覧されている方が非常に多い。勝手に挙げていいものか，何か許可が要るのかわかりませんが，映像を作ってそういうところへアップしていったり，もっと広報活動に対してあらゆる可能性を考えていただきたいと思います。特に，若年層の方というのは，最近，テレビ離れが進み，どうしてもSNSに接触してくる。私もそうですけれども，毎日ネットを利用している人は，Y o u T u b eで面白い動画はないかと探したり，ニコニコ動画でいろいろなコメント見たりしますので，そういうところへの発信というのは，特に若年層の方々にPRできるのではないかと思います。県警察としても第一弾として危険ドラッグに関する啓発の映像などを作って流してみたらどうかと思うのですが，御所見をお伺いしたいと思います。

今井刑事部長

危険ドラッグ等の乱用防止のための広報啓発，情報発信についての御提言，御質問でございますが，まず，近年における覚醒剤の乱用者の大半は中高年層に偏っている状況に対しまして，御指摘の危険ドラッグにつきましては，今年上半期に乱用で検挙された者の約7割が20代，30代となっておりまして，若者世代に蔓延している状況がうかがえます。

こうしたことから，県警といたしましては，県内のインターネットカフェ，コンビニ，ゲームセンター，運転免許センター等において，啓発チラシを配付しての乱用防止キャンペーンを実施したり，あるいはラジオ番組や若者の利用が多いSNSを介しての危険ドラッグの危険性に対する情報発信に努めているところでございます。委員の御提言も踏まえ，今後とも県当局との連携を強化し，更に効果的なものを検討して，県民の皆さんに危険ドラッグの脅威，乱用者の生命はもとよりでございますが，交通事故等，2次被害を誘発させるといった危険ドラッグの本当の恐ろしさを強く情報発信していきたいと考えております。

岡委員

当然，若い方々が集まるようなところに行ってビラを配る，幟を立てるのも必要ですが，若年層の方は，チラシなどに対する反応が非常に薄いと思います。かなりお金も掛かってくると思いますので，今回，どこまでの映像が作れるかわかりませんが，例えば，県警で作った映像が新聞であったり，テレビなどにピックアップされたら波及効果は更に広がっていきますし，SNS上で興味を持った方が「県警がこういうもの作った」といって貼り付けてくれる。それにアクセスして，見てくれる人がいる。そして，シェアでいろいろなところへ拡散していき，危険ドラッグの危険性により触れていただく。できるだけたくさんの方に周知していくことが大事だと思いますので，決して可能性を削らないように，あらゆる可能性を検討し，広報活動に努めていただきたいと思います。期待しております。

ので、是非とも御検討ください。よろしくお願ひいたします。

笠井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（11時42分）